

子どもの家庭教師契約と学習教材契約

1学期が終わる頃、子どもの家庭教師派遣に関する勧誘を受けた方から、当相談窓口へ電話相談がありました。中学1年になった子どもの1学期の成績が心配だった親御さんは、説明をきくつもりで、自宅への来訪に応じました。

契約の概要：家庭訪問販売の勧誘について

A業者の担当者は、「お子様もご両親も一緒にどうぞ、ご説明します。」と、とても丁寧でした。家庭教師によるマンツーマン指導であること、家庭教師の派遣でなく、カメラ付きパソコンでオンライン授業のコースもあるなどの説明を受け、子どももやる気になり、塾へ行かせる程度の金額ならばと、契約することにしたそうです。子どもは席を外され、夫婦とA業者での契約書類等の作成に入りました。

契約内容は、3年分5教科の教材や、オンライン授業のためのカメラ、PCなど一式、それに、ご兄弟のお子様のワークテキストをサービスで付けて、3年で月々15,800円をクレジット払いする内容になっていました。

相談の内容：契約がよくわからない、本当にこれでよかったの？

翌日になって、奥様は、契約書類を見直しても、説明された内容と契約金額が、一致していない気がする。3年契約って、高校1年の夏までなのか？、書類にはA業者だけでなく、B、C、D業者の名前もあり、どれがどの契約かわからなくなったそうです。

相談を受けて・・・

契約内容の不明な点は、もう一度事業者の説明をしてもらえるかなど確認をとってもらい、その後、実際の契約書をお持ちいただいて確認したところ、家庭教師やオンライン授業サービスの提供契約は一切なく、教材の売買契約だけで、商品（教材）をクレジット決済で支払うだけでした。A業者は販売会社、BとC業者は、教材の出版会社、D業者はクレジット会社でした。思っていたものと違う契約をしていました。

思い返せば、契約時のA業者の行動にも不審な点があるため、子どももやる気になったが、取り消したいとのことでした。そこで、契約を結んだAとD業者に対して、それぞれにクーリングオフ通知を出すことにしました。後日届く教材等は、そのまま返品するようにアドバイスしました。

消費者へのアドバイス

- ・親御さんは誰しも、お子様の成績向上を願いますが、子どものやる気に合わせて、急いで契約すると、重要事項を見落としたり、業者の悪質な勧誘に乗ってしまう危険性もあります。電話勧誘や訪問販売は、急がせて契約させる傾向があります。
- ・3年分の教材は、過量販売と受け取れる場合があります。適切な契約をしましょう。
- ・お困りの場合は、最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。

➤ 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003

➤ 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP:050-5808-9600, 69-3111

2015年7月1日より3桁化 スタート!

「消費者ホットライン」^{いやや}**188**

これまでのホットライン『0570-064-370』の電話番号（全国統一番号）が3桁化となりました。

事業者との契約で困ったことや、危ない、おかしいと思ったら一人で悩まず、ホットラインをご利用ください。

^{いやや}
「**188** 泣き寝入り！」と覚えてね

